

## I 独立行政法人改革の狙い

今般の改革は、独立行政法人を国の施策の実施機関として明確に位置づけ、各々の法人が担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、業務の質と効率を向上させるため、制度・組織面で抜本的な見直しを行うもの。これにより、独立行政法人は成長戦略の推進にも大きく貢献。

### II-1 制度（独立行政法人通則法及びその運用）の見直しについて

制度発足の経緯と趣旨を踏まえ、主務大臣による明確なミッション付与のもと、それぞれの法人における自律性・自主性や企業の経営を促すインセンティブを最大限機能させ、国民に対する説明責任を的確に果たさせるとともに、各法人の事務・事業の特性に合わせた制度・運用となるよう見直しを行う。

#### ①業務の特性に応じた法人の分類

法人を3分類し、適切なガバナンスを構築。（①中期目標管理型：中期目標管理（3～5年）により業務を行う法人（例 住宅金融支援機構）、②単年度管理型：公務員身分を付与した上で単年度の目標管理を行う法人（例 造幣局）、③研究開発型：研究開発成果の最大化を目的とし、中長期的な目標管理（最大7年）により研究開発業務を主要な業務として行う法人（例 宇宙航空研究開発機構））

#### ②主務大臣による効率的かつ実効性の高い目標・評価

主務大臣が法人に的確かつ明確な目標を付与し、主務大臣自ら評価も行うとともに、第三者が外部から点検する仕組みを導入。

（注）従来は、主務大臣ではなく、各府省、総務省の評価委員会が独法の業績を評価。

#### ③ガバナンスの強化

監事の調査権限の明確化、不正行為等の大臣への報告義務付け等による監事の機能強化、法人の違法行為や著しく不適正な業務運営等に対し、主務大臣から法人への是正命令・業務改善命令を導入等。

#### ④予算執行の弾力化と説明責任・透明性の向上

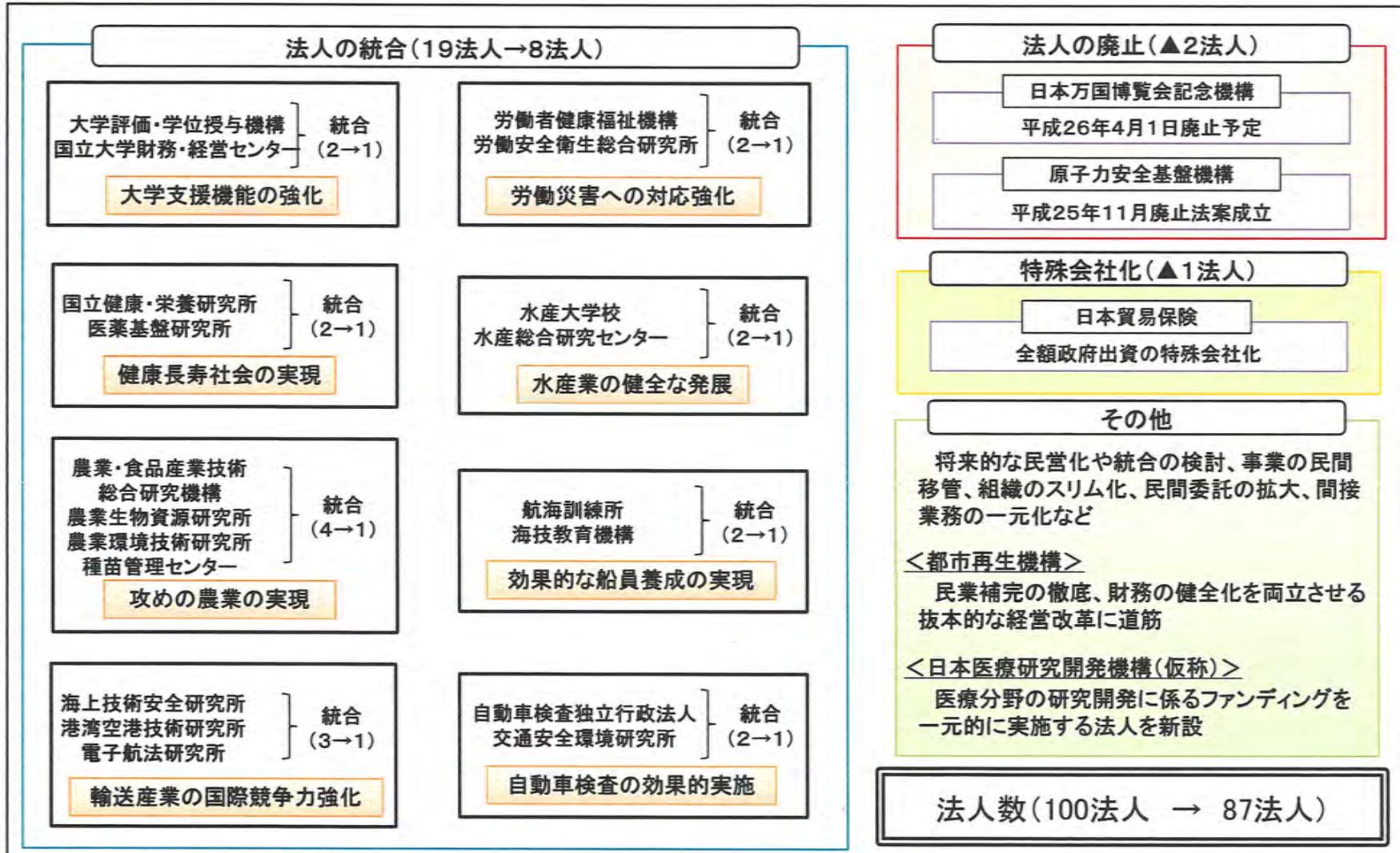
- ・経営努力による利益を目的積立金に積み立て易くするなど運用改善により自己収入増加や経費節約のインセンティブを向上。
- ・年俸制を含めた業績給など柔軟な給与を促進。また、必要があれば、国家公務員より高い給与水準も可能とする等。
- ・特殊で専門的な機器の調達で相手方が特定される場合など随意契約によることができるケースを明確化し、調達を合理化。
- ・予算の見積り等を明らかにする、給与水準の妥当性を説明するなど情報公開を充実させ、透明性・説明責任を向上。

#### ⑤研究開発法人についての見直し

独法制度の中に、研究開発型の法人の分類を設けて特則を規定するとともに、研究開発型の法人のうち世界トップレベルの成果が期待される特定の法人については別途の法律により特例を講じる。

## Ⅱ-2 組織の見直しについて

- ◆ 数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施。
- ◆ 各法人の業務類型(金融、公共事業執行など)の特性を踏まえたガバナンスの整備。
- ◆ 「民でできることは民で」という原則を踏まえ、きめ細やかに事務・事業を見直し。



### Ⅲ 特別会計改革について

【行政改革推進会議「特別会計改革に関するとりまとめ」(平成25年6月5日)】

- ◆「特別会計法(平成19年制定)」に基づく会計の統廃合などの改革や剰余金等の活用、歳出の見直しの取組が着実に進展
- ◆個々の特別会計の在り方に至るまで、既に相当程度の議論が積み重ねられていると認められる
- ◆従来からの取組を引き継ぎ、以下の4つの方針に沿って改革を実現すべき

① 国が自ら事業を行う必要性の検証

#### 【森林保険特別会計】

- ・森林保険特別会計を廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管

#### 【貿易再保険特別会計】

- ・貿易再保険業務は廃止し、貿易再保険特別会計を廃止

#### 【自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)】

- ・登録業務の一部を自動車検査独立行政法人に移管し、所要の人員を同法人に移管
- ・検査登録業務の効率化・合理化により、手数料の引下げを含め、利用者の負担軽減等を実現  
(上記取組を前提に、勘定は存続)

② 区分経理の必要性の検証

③ 経理区分の適正化

④ 剰余金の活用

185回臨時国会において、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」が成立(平成25年11月15日)

- ◆今後とも、無駄の排除を徹底するとともに、区分経理の必要性等につき不断の見直し